

平成21年12月 1 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中 川 喜 代 子

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成14年10月11日付け大健福第3058号等別紙1から4までの(あ)欄に記載の各諮問書により諮問のありました4件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が別紙1から4までの(い)欄に記載の各部分開示決定（以下「本件各決定」という。）において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分は開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別紙1から4までの(う)欄に記載の各請求日に、当時施行されていた大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第19条第1項に基づき、実施機関に対し、別紙1から4までの(え)欄に記載の各請求内容による開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る文書として、別紙1から4までの(お)欄に記載の各文書（以下「本件各文書」という。）を特定した上で、本件各文書の一部を開示しない理由を、別紙1から4までの(か)欄に記載のとおり付して、旧条例第20条第2項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別紙1から4までの(き)欄に記載の各年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき、それぞれ異議申立てを行った。

なお、実施機関は、現行の大阪市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、別紙1、2及び4の(く)欄に記載の年月日に、別紙1、2及び4の(い)欄に記載の各決定の一部を取消し開示する決定を行っており、また、異議申立人は、この決定を受けて、別紙1、2及び4の(け)欄に記載の年月日に、開示された部分に係る異議申立ての取下げを行っている。

したがって、本件は、実施機関が、本件各決定のうち引続き非開示としている別表1の情報に係る異議申立てであると認められる。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 ケースワーカー等本市職員及び福祉事務所等の機関が行った評価、判定並びにこれらの職員及び機関の所見（以下「ケースワーカー等の所見等」という。）に当たる部分について（旧条例第17条第2号及び第5号に該当。）

生活保護では、被保護者とケースワーカー等との良好な人間関係を築き、自立を支援していくことが重要である。このためケースワーカーは被保護者との面接場所などにおいて、記録には被保護者に対して抱いた評価・所見等を率直に記載しても、ケースワークの援助技術として受容的な態度で面接を行い、自立を助長する場合がある。しかし一方でこのような情報が被保護者に開示されるとすれば、ケースワークの効果も無に帰すことになりかねない。また実際に行われた指導とケース記録票の記載が一見矛盾しているかのような印象を与えかねない。そのような場合に被保護者とケースワーカー、また福祉事務所との信頼関係や良好な人間関係が阻害され、生活保護の目的が達成されないおそれがある。また開示が前提となることにより、そのような事態をおそれ、ケースワーカーが正確な情報を記録できなくなれば、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

2 関係機関から収集した情報に当たる部分について(旧条例第17条第2号及び第5号に該当。)

社会福祉の分野においては、関係機関が連携して対象者の処遇を推し進めることが必要とされており、一般的な手法として双方の信頼関係を前提とした関係機関相互での情報提供が広く行われている。生活保護行政においても、同様に適正な保護の実施と被保護者の自立の助長のために、関係機関との連携を行っているところである。

関係機関からの情報の中には、関係機関の率直な評価などが事実関係と一体となってもたらされることがある。そのような情報提供の黙示の前提としては、当該情報が社会福祉の実現(生活保護の目的達成)のためにのみ用いるものであり、保健福祉センター限りとするとの合意があつてのことである。

関係機関からもたらされた情報について、当該関係機関の関与しないところで被保護者に開示されることになれば、当該関係機関と保健福祉センター間の信頼関係を著しく害する可能性があり、今後の必要な情報提供が受けられなくなるおそれがあり、生活保護制度における医療機関の診断及び所見等の重要性に照らせば、当該事務又は将来の同種の事務の公正、円滑な執行に著しい支障が及ぶことは明らかであると認められるため。

3 就労の可否に関する診断を記載した部分について(旧条例第17条第2号及び第5号に該当。)

生活保護の目的達成のための調査・指導を行う際に、被保護者の病状、就労の可否を的確に把握することは必要不可欠である。福祉事務所及び市立更生相談所(以下「福祉事務所等」という。)では、専門的な見地からされる医療機関の診断及び所見を参考に、生活保護の決定を行っているところである。そのような情報提供の黙示の前提としては、生活保護の趣旨・目的に照らし、情報は福祉事務所等限りとするとの合意があつてのことである。

異議申立人は「患者本人に知られない診断及び所見が、一方的に医師から第三者機関である実施機関に知られるべきではない。」と述べているが、医療機関が患者に診断名や治療内容などを伝えることは、インフォームド・コンセントの考えから一般的なことになってきているが、治療のどの段階で、どのような形で伝えるのかは、主治医の判断によるものであり、福祉事務所等が関知するものではない。また医療扶助の適用に当たっても、保護の決定に際しても、医療機関の意見を求めることは必要なこととされている。

また、保護の適否について、福祉事務所等は医療機関の就労の可否に係る診断のみで決定しているわけではないが、医療機関に就労可能と診断されたことを被保護者あるいは、生活保護の申請者が申請を却下された後に知ったような場合に、医療機関の診断ゆえに却下されたものと誤解をして苦情を申し立てることがある。そのような中

で、就労の可否に関する診断が医療機関の関与しないところで被保護者に開示されることになれば、医療機関と福祉事務所等との信頼関係を損ねることになり、今後の情報提供を受けられなくなるおそれがあり、今後の事務執行に支障が出ることが考えられる。また、一般に医師が患者に対し、治療上の効果等を期待して、その認識した事実や診断内容を本人に伝えることを避けて診療することもありえることから、医療機関と患者との間のわずかな認識の相違であっても信頼関係に影響を及ぼしかねないものであることからすると、医療機関から協力を得られなくなるおそれがあり、今後の事務事業に支障が出ることが考えられる。

異議申立人は、この部分について「被保護者にとって、就労努力をするかどうかに係る部分であり、本人に知らされるべきことである。就労の可否は当然ケースワーカーから本人に知らされるはずであるから、ケース記録を開示するかどうかによって、患者と医療との関係が変化するものではない。」と述べているが、福祉事務所等が医療機関の診断やその他の様々な状況を勘案して、就労指導を行うわけであり、被保護者本人が医療機関の診断を知ることと、就労指導されるということは別のことである。加えて異議申立人は、「特定医療機関の病状紹介状は相談室で、本人の目の前で書かれるものであるから、本人に非開示とする理由には当たらない。」と述べているが、そのような特段の事情があったとは承知していないし、また、特定医療機関のある場面での対応だけを基に、福祉事務所等で開示について判断することは妥当ではない。

4 個人である第三者に関する部分について(旧条例第17条第3号に該当。)

個人である第三者に関する情報は、請求者の知らないものであり、開示された場合には第三者のプライバシーが侵され、第三者が不利益を被るおそれがあると考えられる。また、開示すれば、当該第三者と実施機関との信頼関係を著しく損ない、今後の事務執行に支障が生じ、事務執行に協力した当該第三者が不利益を被るおそれがある。

5 その他

異議申立人は、平成13年10月当時携わっていたボランティア活動、平成14年5月ごろに生じた扶助費の支給ミス、平成15年6月に行った開示請求等に関する記事がケース記録票に記載されておらず、開示されたケース記録票の記載方法に違いが認められることから開示された以外にも記録が存在するのではないかと主張しているが、ケース記録の記載方法は、細かく定められておらず、担当職員によっては、逐語録としてではなく、まとめて記載したり、大きな流れとしてケースワーカーが把握することで足りる情報も認められ、開示した文書が全てであり、他に記録は存在しない。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 個人情報の開示は、市政の適正かつ円滑な運営には不可欠であり、大阪市の保有する個人情報に誤った情報だったとしても、開示されなければ、誤りは発見されようがなく、条例第1条に掲げられた訂正及び削除を求める権利が保障されるためには、まず、情報が開示されなければならない。それゆえ、条例第19条の非開示情報に該当するかどうかは、極めて限定的に解されるべきものである。実施機関が主張するケース記録票の意義や重要性について、異論を挟むものではないが、ケース記録票に誤った記載がなされたときには、それが開示されないまま温存されることによって、一貫して誤った指導・処遇が継続される可能性が大きくなる。
- 2 ケースワーカー等の市職員及び福祉事務所等の機関が行った評価、判定並びに所見に当たる部分について

実施機関は「生活保護では、被保護者とケースワーカーとの良好な人間関係を築き、自立を支援していくことが重要である」と述べているが、福祉事務所等で行われたケースワークはこれらとかけ離れたものであり、実態とかけ離れた絵空事を理由にして、非開示とすることは行政にとって都合の悪い部分を隠ぺいしようとしているとしか考えられず、注釈なしに開示する必要はなく、注釈付きで開示を求める。

また、信頼を得るための適切なケースワークが行われていない現状が認められ、ケース記録は主観的、偏向的になりやすいことから、被保護者の不信感を解消する唯一の手段は、全面開示し、訂正及び削除を請求する権利を担保することである。ケース記録は、既に形骸化しており、適切を欠く表現の記載がある場合は、開示の際に表現上の問題について補足的に説明することによって信頼関係の維持に努めるべきである。特に、処遇方針は、開示されて「著しい支障」があるとは到底考えられない。

東京高裁平成14年9月26日判決は、「必要な事項について、的確な表現を用いた記載がなされることを前提とする限り、本人に開示することにより担当ワーカーの評価判断等に著しい支障が生じるおそれは認めることはできない」と述べ、開示すれば本人と担当ケースワーカーとの間の信頼関係が損なわれるとか、ケース記録の記載が形骸化するなどの行政側の主張は認められないと判断している。

3 就労の可否に関する診断を記載した部分について（関係機関から収集した情報）

実施機関の主張する開示すると「医療機関に苦情を申し立てることがある」というおそれは、生活保護の目的に適ったまともなケースワークが行われていない生活保護行政の歪みを反映するものであって、これをもって開示をしない理由とするのは、筋違いである。自覚症状は無いが、重い疾患をもつ被保護者が過重な労働につくことによって、さらに病状を悪化させるなどの事態を招かないためにも、被保護者自身が医師の診断による就労の可否、可能な労働の程度を知ることは有用かつ必要なことである。医師の診断及び診断書の発行も被保護者である患者本人に対してなされるものであり、本人に知られること無く実施機関に知らされていることは生活保護法の目的である「自立の助長」に反する。

なお、異議申立人は特定病院のカルテについては、写しを入手したり、閲覧を行っている。医師が患者にありのままの診断内容を知らせない場合というのは、むしろ例外的であり、しかも、ケースワーカーに本人への説明とは違う内容を知らせるのであれば、当然医師はその旨をケースワーカーに伝えるなどの注意を払うはずである。

また、実施機関は、被保護者の医療について、指定医療機関を指導する権限を有し、指定医療機関はその指導に従う義務があるので情報収集に困難が生じるとは認められない。

4 個人である第三者に関する部分について

第三者個人のプライバシーは基本的人権として最大限尊重されなければならないが、同時に、誤った個人情報訂正、削除する権利もまた、最大限尊重されなければならない。「開示することにより当該第三者の正当な利益を侵害するおそれ」が具体的に想定される場合に限って、非開示にできると解すべきである。

5 その他

平成13年10月当時携わっていたボランティア活動、平成14年5月頃のケースワーカーがした扶助費の支給ミス、平成15年6月に行った開示請求等に関する記事については、開示されたケース記録票に記載が無く、別紙2、別紙3及び別紙4の（い）欄に記載の部分開示決定より特定された文書以外にも異議申立人に係る記録票があると推定される。ケース記録票は、ページ番号も無く、差し替えや抜き取りが容易な構造であり、ケースワーカーの都合の悪いことに関係した出来事については、記載されてい

ないことから、開示されていない残りの文書について開示を求める。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書に記載された保有個人情報について

実施機関によれば、本件で請求されている「生活保護に関するケース記録票」とは、生活保護制度においてケースワーカーその他生活保護に関する事務に携わる者が生活保護行政の目的に沿って被保護者に対する適正公正な保護を行い被保護者の自立を助長するために収集した情報の記録及び的確な保護の決定実施をするための資料として作成されるものであり、ケースワーカーが作成したケース記録票を基に、福祉事務所長等は保護の実施、決定を行い、また所長及び査察指導員はケースワーカーを指導監督することになり、その指導監督のもとに、ケースワーカーは被保護者に対して、必要かつ十分な調査・指導を行っているとのことである。

したがって、本件各文書のうち、ケース記録票には、家庭訪問・福祉事務所内での面接・電話等により得た異議申立人の生活状況・身体状況・扶養義務者及び第三者に関する情報、医療機関での受診状況、「内部資料」として収集した関係機関等からの二次的な情報、並びにケースワーカーがこれらの情報をもとに整理した問題点などを含む、被保護者である異議申立人に係る個人情報に記載されているとのことである。また、その他生活保護関係書類として、保護の種類に応じ、関係機関への照会回答や本人から提出のあった書類等を保有しているとのことである。

なお、実施機関は、本件各決定により、本件各文書に記載された保有個人情報のうち、別表1の情報を非開示としている。

3 争点

実施機関は、別紙1及び別紙2の(い)欄に記載の決定については、第5号該当の理由を追加したうえ、本件各文書に記載された別表1の情報について、旧条例第17条第2号、第3号及び第5号該当を理由に本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取消し、本件保有個人情報の全部を開示すべきであり、また、別紙2、別紙3及び別紙4の(い)欄に記載の決定については、特定した文書以外にも請求に係る文書があるはずであるとして争っている。

なお、本件各決定は、旧条例に基づき行われたものであるが、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第4号)付則第3項の規定によれば、旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合は、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなすこととなってい

る。

したがって、実施機関が、本件決定の理由として付した旧条例第17条各号に相当する条例第19条各号の規定であるが、第3に記載の実施機関の主張内容に基づけば、「(1)ケースワーカー等の所見等に当たる部分」及び「(2)関係機関から収集した情報に当たる部分」は条例第19条第6号を理由とした非開示であり、また「(3)個人である第三者に関する部分」は条例同条第2号を理由とした非開示決定であるとみなすことができる。

以上の内容を踏まえると、本件異議申立てにおける争点は、本件文書のうち非開示とした部分の、条例第19条第2号及び第6号該当性、並びに異議申立人が存在するはずと主張する文書の存否である。

4 条例第19条第2号該当性について

- (1) 条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。
- (2) 別表1のうち、条例第19条第2号の該当性が問題となるのは、個人である第三者に関する情報として区分された、1番、2番、4番、9番、10番の各情報であるが、当該各情報は、各情報に含まれる氏名等の記述、又はケース記録票の他の記載内容に含まれる氏名等の記述により、開示請求者以外特定の個人を識別できることは明らかであるため、同号本文に該当すると認められる。
- (3) 個人である第三者に関する情報である、1番、2番、4番、9番、10番の各情報について

1、2、4番の情報は、生活保護申請に伴う調査照会として、異議申立人の親族に対し行った調査に関する回答で、親族の生活状況に関する情報である。当該各情報のうち、親族の個人的な経済状況に係る部分を除いた情報は、異議申立人が開示請求時点で既に知っている情報であることから、条例第19条第2号ただし書アの開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、同号に該当しない。

9番の情報は、特定の親族からケースワーカーにあった申出内容であり、親族の個人的な経済状況に関する部分を除いた情報は、既に開示されている部分により明らかとなっている情報であるため、条例第19条第2号ただし書アの開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、同号に該当しない。

10番の情報は、照会先の医療機関の担当者の氏名であり、ただし書アからウまでに該当せず、同号に該当し、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、当該各情報のうち、1番及び9番の情報のうち別表2に掲げる部分、2番及び4番の情報は開示すべきである。

5 条例第19条第6号該当性について

- (1) 条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「本市の機関等」という。）が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考等（以下「評価等」という。）に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

なお、「支障が生じるおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当な蓋然性が認めなければならない。

- (2) 別表1のうち、条例第19条第6号の該当性が問題となるのは、医療機関から得た情報である3番、15番及び16番、実施機関の処遇方針やケースワーカーの所見等である5番から8番まで、11番から14番まで、並びに17番及び18番の各情報である。
- (3) **医療機関から得た情報である、3番、15番及び16番の情報について**

実施機関によると、当該各情報は、異議申立人の申立てと医師の判断に不一致がないか等、生活保護の決定及び就労指導の判断の根拠とするため医療機関に健康状況を調査した回答であり、本人の意思による一般的な医療行為とは異なり、これらの情報を踏まえ決定した処遇方針に基づき、生活指導を行っているとのことである。

実施機関は、当該各情報について、一般的に医師が治療上の効果等のため、事実や診断内容を患者本人に伝えないこともありえることから、これらの情報を開示すると医療機関と患者との信頼関係に影響を及ぼしかねず、また、医療機関の診断結果が本人の望むものでなかった場合、医師が抗議を受けることがあると主張する。さらに、医療機関からの情報提供の取扱いに係る黙示の前提として、実施機関限りとする合意があり、医療機関の関与しないところで開示されれば、実施機関と医療機関の信頼関係を害し、今後医療機関から協力が得られなくなり、当該事務の公正、円滑な執行に著しい支障が生じると主張する。

一方、異議申立人は当審議会にて特定医療機関に対して、平成14年9月に既にカルテの開示請求を行い、診断内容を閲覧しているため、開示することによる事務支障はないと主張している。

確かに、これら医療情報は、実施機関が被保護者に対する保護の目的達成に必要な指導を検討するため医療機関から入手しているものであるため、通常の治療を目的とする診療情報とは性質を異にしており、医療機関から提供を受けた医療情報には、本人が望まない診断結果等が含まれている可能性がある。また、仮に、本人が望まない診断結果等が開示されることになれば、提供した医療機関の医師が抗議を受けた場合、今後、医療機関が医療情報の提供に非協力的ないし消極的となり、その結果、実施機関での正確な事実の把握が困難になるなど、何らかの支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

しかしながら、実施機関が生活保護事務で保有する医療情報の全てが、本人への開示によって、実施機関が行う生活保護事務に支障を生じさせるとまでは言えないと考えられる。以下、各情報について、相当な蓋然性が認められるかどうか検討する。

まず、3番の情報は、既に開示されているケース記録を見分すると、異議申立人にケースワーカーが伝えている内容であることが確認でき、開示することにより上記支障が生じるとは認められない。

次に、15番の情報のうち、受診者氏名、主治医氏名、病名、初診年月日、通院日

数、病状は、既に開示されている医療要否意見書の情報により異議申立人が了知している客観的な事実であり、開示することにより上記支障が生じるとは認められない。

また、15番の情報のうち医師の評価・意見及び16番の就労の可否に係る情報について実施機関に照会させたところ、本件については、当該各情報を開示することにより医療機関と患者との信頼関係に影響を及ぼすような支障はないとの回答を特定医療機関から得たとのことであった。一方、当該各情報及び被保護者の諸事情を勘案して決定された実施機関の方針等についても、実施機関の専門的な判断と当該各情報が通常理解を得られないほど乖離がみられるなどの事情も見受けられず、当該各情報を開示することにより、担当ケースワーカーとの信頼関係が損なわれ、実施機関の方針等に不信感が生じるなど、今後の生活保護事務に支障が生じるおそれがあることから、開示すべきである。

(4) 実施機関の処遇方針及びケースワーカーの所見である5番から8番まで、11番から14番まで、17番及び18番の各情報について

ア 5番及び6番の情報は、通常生活保護申請に伴い行われる、資産等調査を実施する旨の内容、また、7番、12番、17番及び18番情報は、実施機関の決定した異議申立人に対する指導方針である。実施機関によると、当該調査の実施については異議申立人は認識しており、また、実施機関で決定した指導方針についても、異議申立人に説明の上、生活指導等を行っているとのことである。

8番及び11番の情報は、ケースワーカーによる、異議申立人の住居環境に関する印象及び異議申立人の行動に対する印象が記述されており、いずれの情報も客観的な事実に基づく内容であると認められる。

13番の情報は、ケースワーカーが関係機関から得た回答であり、異議申立人が行った生活保護に係わる行政処分に対する審査請求について、上級行政庁の決定に基づく関係機関の今後の対応を確認した内容である。開示請求時点においては、当該決定から既に3年経過し、関係機関の対応はすでに異議申立人にとって明らかであることが認められる。

以上のような情報であれば、異議申立人に開示しても、ケースワーカーとの信頼関係が阻害されるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、当該各情報は条例第19条第6号には該当せず、開示すべきである。

イ 14番の情報は、ケースワーカーが当該年度の異議申立人の処遇方針を検討し、査察指導員がその検討内容を評価し、実施機関としての方針を決定している内容である。なお、ケースワーカーの検討内容のうち、前年度との処遇方針の変更の有無に係る情報については、既に開示されている。

当該情報のうちケースワーカーの検討内容は、自由記載により個別具体的なケースワーカーの検討内容が明らかになるものではなく、様式として検討事項及び処遇方針の主要な類型が示された選択欄が設けられ、客観的な異議申立人の状況を踏まえ、ケースワーカーが該当する類型を選択している。また、非開示とされている査察指導員の評価は、本件においては、査察指導員はケースワーカーの検討内容に具体的な指摘を行わず、適否を判断していることが認められる。

このような場合、前年度との差異の有無が既に開示されていることから、異議申立人が了知している処遇方針内容に照らすと、請求時点でどの類型が選択されたのか容易に想定でき、かつ、ケースワーカーの検討内容と了知している処遇方針との差異は生じていないことが確認できる。

したがって、いずれの情報も、開示すると異議申立人に無用の誤解を招き、生活保護に係る指導・援助等が困難となるなど、今後の生活保護事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

6 その他

異議申立人は、平成13年10月頃の自身の生活状況、平成14年5月頃に扶助費支給が遅れた事実、別紙2の(え)欄に記載の開示請求に係る情報等が本件各文書に記載されていないため、それらを記載したケース記録票が存在するはずであり、対象文書の特定漏れがあると主張している。

なお、別紙4の(い)欄に記載の決定により、異議申立人に上記扶助費の申請及び支給決定に係る文書(別紙4の(お)欄中21番)は既に開示され、申請に係る相談や支給については、別紙2(お)のケース記録票に記載されていることが認められる。

実施機関に確認したところ、ケース記録票は、被保護世帯の実状を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として、その世帯の実態をはじめ、訪問調査活動結果や指導指示の内容等について、その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載することとしており、具体的には、家庭訪問、関係機関等への訪問、生活状況に大きな変化のあった場合等に記載する必要があると指導しているとのことであった。また、保護費の返還・徴収をする場合は、ケース記録票に算出根拠を明記するようにしているが、一時扶助費支給に当たっては、保護決定調書を別途作成することとしているため、ケース記録票に経過の記載まで指導していないとのことであった。

この実施機関の説明によると、ケース記録票は、生活実態や援助の経過及び方針等を継続的に記録し、生活保護の適格性を検証できるよう記載するものであるため、異議申立人に係わるすべての出来事について記載するものではなく、生活保護の決定に直接関係が無い事柄については、ケースワーカーが記載しない取扱いであると認められる。また、当審議会を確認したところ、ケース記録票にどのような情報を記載すべきかを定めた指針は存在するが、記載を義務付けた規定は存在しなかった。

このような取扱いであれば、ボランティア活動等に係る情報や扶助費支給日が変更された旨の情報を、ケースワーカーが援助や決定に直接関係する事項ではないとしてケース記録票に記載していないため、それらを記載した文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とは言えず、当該保有個人情報が存在しないとの実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も見出しがたく、よって、異議申立人の主張は採用できない。

7 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

平成 14 年度不服申立て第 3 号

(あ)	諮問書	平成14年10月11日付け大健福第3058号
(い)	決定	平成14年 7 月31日付け大健福第1963号による部分開示決定
(う)	請求日	平成14年 7 月17日
(え)	請求内容	請求者に係る生活保護に関わる「ケース記録票」(保護記録) (平成12年 3 月28日～請求日分まで) (市更相分)
(お)	開示請求に係る個人情報	請求者に係る生活保護に関する「ケース記録票」(保護記録) (平成12年 3 月28日から請求日分まで)
(か)	開示しないこととした部分	(1)ケースワーカーが行った評価、判定及びケースワーカーの所見を記載した部分(本人に伝えた旨の記載のある部分を除く。) (2)就労の可否に関する診断を記載した部分 (3)第三者に関する情報を記載した部分
	上記の部分を開示しない理由	旧条例第17条第2号、第3号に該当するため(説明) (1)ケースワーカーが行った評価、判定及びケースワーカーの所見を記載した部分については、個人の評価、判定等に関する個人情報であって、本人に伝えた旨の記載のある部分を除き、本人に開示すれば、被保護者の自立支援の指導に支障を及ぼすおそれなどがあり、旧条例第17条第2号に該当すると認められる。 (2)就労の可否に関する診断を本人に開示した場合には、今後、更生相談所が医師から協力を得られなくなるおそれがあり、旧条例第17条第2号に該当すると認められる。 (3)本件ケース記録票に記載された第三者に関する情報は、いずれも個人に関する情報であり、開示された場合には第三者のプライバシーが侵され、当該第三者が不利益を被るおそれがあり、旧条例第17条第3号に該当すると認められる。
(き)	異議申立て年月日	平成14年10月 2 日
(く)	変更決定	平成19年11月 2 日付け大健福第3302号 部分開示決定の一部の取消し及び当該取消しに係る部分の開示決定について
(け)	異議申立ての一部取下げ	平成19年11月30日 (平成20年 2 月15日付け大健福第4962号により実施機関が諮問を一部取下げ)

平成 15 年度不服申立て第 5 号

(あ)	諮問書	平成15年12月12日付け大西成総第163号
(い)	決定	平成15年 6 月23日付け大西成総第65号による部分開示決定
(う)	請求日	平成15年 6 月 9 日
(え)	請求内容	請求者に係る生活保護に関する「ケース記録票」 (2000年 7 月 7 日から請求日まで)
(お)	開示請求に係る個人情報	請求者にかかる生活保護に関する「ケース記録票」(保護記録) (平成12年 7 月 8 日から請求日分まで)
(か)	開示しないこととした部分	(1)ケースワーカー及び保健福祉センターが行った評価、判定並びにこれらの職員及び機関の所見に当たる部分 (2)関係機関から収集した情報に当たる部分 (3)個人である第三者に関する部分
	上記の部分を開示しない理由	旧条例第17条第 2 号、第 3 号に該当するため (説明) (1)ケースワーカー及び保健福祉センターが行った評価、判定並びにこれらの職員及び機関の所見に当たる部分については、注釈なしに開示した場合、被保護者がケースワーカーに対する不信感を抱いて、今後継続して指導しなければならない被保護者の自立支援に支障を及ぼすおそれなどがあり、また、開示が前提となると、ケース記録票の記載が形骸化し、一貫した自立支援を行うための適切な保護の記録としての機能を果たさなくなることも懸念されるため。 (2)関係機関から収集した情報に当たる部分については、開示すれば、今後本市の保健福祉センターに対しては情報の提供を行わないなど、当該関係機関から必要な情報を収集することが困難になる事態が予想されるため。 (3)個人である第三者に関する部分については、開示すれば当該第三者と被保護者及び当該第三者と実施機関との信頼関係を著しく損ない、今後の事務執行に支障が生じるおそれや、業務遂行に協力した当該第三者が不利益を被るおそれがあるため。また、請求者本人から聴取した内容を記載した部分の中に含まれている第三者に関する情報については、請求者本人以外の者がその記載を見るに至った場合には、記載された第三者が不利益を被ることも予想されるため。
(き)	異議申立て年月日	平成15年10月28日
(く)	変更決定	平成20年 3 月13日付け大西成支第812号 部分開示決定の一部の取消し及び当該取消しに係る部分の開示決定について
(け)	異議申し立ての一部取下げ	平成20年 4 月11日 (平成20年 5 月22日付け大西成総第94号により諮問を一部取下げ)

平成 15 年度不服申立て第 6 号

(あ)	諮問書	平成15年12月12日付け大西成総第164号
(い)	決定	平成15年9月9日付け大西成総第128号による部分開示決定
(う)	請求日	平成15年8月28日
(え)	請求内容	請求者係る生活保護に関する「ケース記録票」 (6月10日～請求日まで)
(お)	開示請求に係る個人情報	請求者にかかる生活保護に関する「ケース記録票」(保護記録) (平成15年6月10日から請求日まで)
(か)	開示しないこととした部分	(1)ケースワーカー及び保健福祉センターが行った評価、判定並びにこれらの職員及び機関の所見に当たる部分 (2)個人である第三者に関する部分
	上記の部分を開示しない理由	旧条例第17条第2号、第3号及び第5号に該当するため(説明) (1)ケースワーカー及び保健福祉センターが行った評価、判定並びにこれらの職員及び機関の所見に当たる部分については、注釈なしに開示した場合、被保護者がケースワーカーに対する不信感を抱いて、今後継続して指導しなければならない被保護者の自立支援に著しい支障を及ぼすおそれなどがあり、また、開示が前提となると、ケース記録票の記載が形骸化し、一貫した自立支援を行うための適切な保護の記録としての機能を果たさなくなることも懸念されるため。 (2)個人である第三者に関する部分については、開示すれば当該第三者と実施機関との信頼関係を著しく損ない、今後の事務執行に著しい支障が生じるおそれや、業務遂行に協力した当該第三者が不利益を被るおそれがあるため。
(き)	異議申立て年月日	平成15年11月10日

平成 15 年度不服申立て第 10 号

(あ)	諮問書	平成16年 3 月 1 日付け大西成総第194号
(い)	決定	平成15年12月12日付け大西成総第162号による部分開示決定
(う)	請求日	平成15年10月30日
(え)	請求内容	請求者にかかる、西成区保健福祉センターが保有する平成12年 7 月 7 日から現在までの生活保護に関する全文書
(お)	開示請求に係る個人情報	請求者にかかる、西成区保健福祉センターが、保有する平成12年 7 月 7 日から現在までの、生活保護に関する全文書
	特定した文書名	1. 保護台帳、2. 受付面接記録票、3. 生保連絡票、4. 保護決定調書(1)、5. 保護決定調書(2)、6. 保護決定連絡票Ⅰ、7. 生活保護開始(変更)申請書、8. 民生委員通知書、9. 資産申告書、10. 収入申告書、11. 同意書、12. 住宅費証明書、13. 扶養義務者の申告書、14. 賃貸借契約書(写)、15. 大阪市更生援護資金借受申込書(写)、16. 大阪市緊急援護資金借受申込書(写)、17. 新規申請調査点検票、18. 保護決定通知書(1)、19. 見積書、20. 領収書、21. 保護決定調書(3)一時扶助用、22. 保護費算定書、23. 処遇方針・ケース格付け検討票、24. 診療状況について(回答)、25. 給与支払い明細書、26. 年間調整算出表、27. 求人票(写)、28. 生業計画書、29. 訪問介護員 2 級課程養成研修受講申込書(写)、30. 生活保護費受領金口座振替依頼書、31. 通帳(写)、32. 訪問介護員 2 級課程修了証明書(写)、33. 税務資料調査票、34. 賞与明細票(写)、35. 健康保険被保険者証(写)、36. 生活保護費支給額組戻事由発生報告書、37. 保護要否判定書、38. 医療要否意見書、39. 保護変更申請書(傷病届)、40. 医療扶助決定調書、41. 外勤命令簿、42. 訪問計画表、43. 査察指導簿、44. 世帯票、45. 生活保護費支給明細書兼領収書、46. 一時扶助支給台帳、47. 居宅保護費支給一覧表、48. 居宅保護費支給一覧表(口座払分)、49. 受給者番号簿、50. 地区別審査一覧表、51. 地区別医療券発行一覧表、52. 医療機関別医療券発行一覧表 * これらのうち、部分開示行ったものは、1、2、5、12、19、20、23、24、38、42、43、44。 なお、別途医療費のレセプト、支出命令書等について情報提供を行っている。
(か)	開示しないこととした部分	(1) ケースワーカー及び西成区保健福祉センター等の機関が行った評価、判定並びに所見に当たる部分 (2) 医療機関の行った就労の可否に関する診断及び医療機関から収集した情報に当たる部分 (3) 個人である第三者に関する部分

(か)	上記の部分 を開示しな い理由	旧条例第17条第2号、第3号及び第5号に該当するため (説明) (1) ケースワーカー及び西成区保健福祉センター等の機関が行った評価、判定並びに所見に当たる部分については、注釈なしに開示した場合、被保護者がケースワーカー等に対する不信感を抱いて、今後継続して指導しなければならない被保護者の自立支援に著しい支障を及ぼすおそれなどがあり、また、開示が前提となると、ケース記録票の記載が形骸化するなど今後の事務の円滑執行に著しく支障が生ずると認められるため、旧条例第17条第2号及び第5号に該当する。 (2) 医療機関の行った就労の可否に関する診断及び医療機関から収集した情報に当たる部分を本人に開示した場合には、今後保健福祉センターが医師から協力を得られなくなるおそれがあり、今後の事務の円滑な執行に著しく支障が生ずると認められるため、旧条例第17条第2号及び第5号に該当する。 (3) 第三者に関する情報を記載した部分は、個人あるいは法人等に関する情報であり、開示された場合には第三者のプライバシーや正当な利益が害されるおそれがあり、旧条例第17条第3号に該当する。
(き)	異議申立て年月日	平成16年2月13日
(く)	変更決定	平成20年3月13日付け大西成支第813号 部分開示決定の一部の取消し及び当該取消しに係る部分の開示決定について
(け)	異議申し立ての一部取下げ	平成20年4月11日 (平成20年5月22日付け大西成総第94号により諮問を一部取下げ)

実施機関が非開示としている情報

ケース記録票

番号	記録日	掲載箇所	内容
別紙1の決定に係る非開示情報			
1	平成12年6月19日	2行目から6行目9文字目まで	第三者の発言、行動
2	平成12年6月19日	6行目26文字目から30文字目まで	第三者の発言、行動
3	平成12年6月23日	2行目17文字目以降	医療機関から得た情報
4	平成12年6月26日	1行目20文字目から30文字目まで	第三者の発言、行動
別紙2の決定に係る非開示情報			
5	平成12年7月19日 (新規申請調査ケース記録票(3))	6行目	実施機関の所見
6	平成12年7月19日 (新規申請調査ケース記録票(4))	1行目18文字目以降	実施機関の所見
7	平成12年7月19日 (新規申請調査ケース記録票(6)) 12(2)処遇方針	1行目	実施機関の所見
8	平成12年8月23日	12行目から16行目11文字目まで	担当ケースワーカーの所見
9	平成13年10月24日	5行目から8行目まで	第三者の発言、行動
別紙3の決定に係る非開示情報			
10	平成15年6月23日	1行目9文字目から12文字目まで	第三者の氏名
11	平成15年7月17日	7行目から9行目まで	担当ケースワーカーの所見

別紙4の決定に係る非開示情報

番号	文書名	掲載欄名	内容
12	保護台帳	処遇方針（開始時）	実施機関の所見・方針
13	受付面接記録票	面接結果の処理 5行目から6行目まで	実施機関の所見・方針
14	処遇方針・ケース格付け 検討票 (13・14・15年度)	検討事項、処遇方針の2、 査察指導員意見	実施機関の所見・方針
15	診療状況について (回答) H13. 7. 9	診療状況	医療機関から得た情報
16	医療要否意見書 受理日(H12. 12. 4、H12. 12. 14、 H13. 3. 21、H13. 5. 2、H13. 6. 4、 H13. 10. 22、H13. 12. 3、 H14. 4. 12、H14. 6. 7、H14. 11. 29、 H14. 12. 9、H15. 5. 31)	症状からみた稼働能力の程度	医療機関から得た情報
17	査察指導簿	処遇方針等	実施機関の所見・方針
18	世帯票	処遇方針等	実施機関の所見・方針

・1行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。

別表 1 の情報のうち開示すべき情報

別表 1 対応番号	ケース記録票 記録日	掲載箇所
別紙 1 の決定		
1 の 一部	平成12年6月19日	2行目1文字目から13文字目まで、 3行目6文字目から6行目9文字目まで
2	平成12年6月19日	6行目26文字目から30文字目まで
3	平成12年6月23日	2行目17文字目以降
4	平成12年6月26日	1行目20文字目から30文字目まで
別紙 2 の決定		
5	平成12年7月19日 (新規申請調査ケース記録票(3))	6行目
6	平成12年7月19日 (新規申請調査ケース記録票(4))	1行目18文字目以降
7	平成12年7月19日 (新規申請調査ケース記録票(6)) 12(2)処遇方針	1行目
8	平成12年8月23日	12行目から16行目11文字目まで
9 の 一部	平成13年10月24日	5行目から6行目8文字目まで
別紙 3 の決定		
11	平成15年7月17日	7行目から9行目まで
別紙 4 の決定		
別表 1 対応番号	文書名	掲載欄名
12	保護台帳	処遇方針 (開始時)
13	受付面接記録票	面接結果の処理 5行目から6行目まで
14	処遇方針・ケース格付け検討票 (13・14・15年度)	検討事項、処遇方針の2、 査察指導員意見
15	診療状況について (回答) H13. 7. 9	診療状況
16	医療要否意見書 (12.12.14受理 他11件)	症状からみた稼働能力の程度
17	査察指導簿	処遇方針等
18	世帯票	処遇方針等

- ・ 1行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。